

介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

山口県知事 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者 (法人名)	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン コウヨウカイ 社会福祉法人 光葉会		
主たる事務所の 所在地 (法人所在地)	〒	740-0021		
	山口 都・道 府(県)	岩国市室の木三丁目1番74号		
事業所の名称	フリガナ 名称		提供する サービス	
	〒			
事業所の所在地	都・道 府・県			
	電話番号		FAX番号	
書類作成担当者	フリガナ	ハシモト リフミ		
	氏名	橋本 規史		
	電話番号	0827-47-3500	FAX番号	0827-47-3553
複数の事業所ごと一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 (2) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				

① 算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算(① Ⅱ)		
② 賃金改善実施期間	令和 元 年 12 月 ~ 令和 2 年 5 月		
③ 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算総額			2,669,360 円
	うち保険請求分	2,661,600 円	区分支給限度額超過分 7,760 円
④ 賃金改善所要額(i-ii)	2,736,657 円		
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	94,489,779 円		
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	91,753,122 円		
⑤ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)	159,150 円・ 7.0 人		
iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	16,742,271 円		
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	15,628,221 円		
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	7.0 人		
	7.0 人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が月額440万円以上となった者 5 人】		
設定できない場合の説明	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額である。		
	<input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。		
	<input type="checkbox"/> 8万円の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規定の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。		
	<input type="checkbox"/> その他()		
⑥ 他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	59,422 円・ 19.5 人		
vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	35,715,053 円		
vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	34,556,323 円		
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	19.5 人		
	19.5 人		
⑦ その他の職種(③)における平均賃金改善額((ix-x)/xi)	18,555 円・ 25.0 人		
ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	42,032,455 円		
x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	41,568,578 円		
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	25.0 人		
	25.0 人		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金 4,328,689 円】		
⑧ 賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	夜勤をする者に対し月額、経験技能のある介護職員に15,000円、他介護職員に経験により10,000円又は5,000円支給する。技能を有する車両を運転する職員に対し月額3,000円支給する。月額、経験技能のある介護職員(12,000円平均)、他介護職員(6,000円平均)、その他の職種(5,000円平均)を支給。支給は合わせて年度末に行うものとする。 経験技能のある介護職員の基準設定は、介護福祉士の経験が10年あり、当法人に勤続年数10年以上に該当するか否かで判断する。		

※ ④ i)については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと。(任意の様式で可。)

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③を上回らなければならないこと。

※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点まで職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)

・添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表

・添付書類3: 計画に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 21 日

(法人名) 社会福祉法人 光葉会

(代表者職氏名) 理事長 石井 明光

印